目　次

●勤務医師賠償責任保険 …… 2
●産業医等活動保険…… 3
●看護職賠償責任保険…… 4
●薬剤師賠償責任保険…… 5
ご注意事項…… 6
ご加入方法について …… 裏表紙

一般社団法人 全日病厚生会会員の医療従事者向け賠償責任保険の概要

3つの特長

● 保険料団体割引20%を適用

● 中途加入が可能

毎月1日を保険（補償）開始日として中途加入が可能です。保険料は月割で算出いたします。

● 自動口座引去ご利用の場合は自動更新（勤務医師賠償責任保険・産業医等活動保険）

勤務医師賠償責任保険、産業医等活動保険に関しては、便利な口座引去がご利用いただけます。更新にあたり、自動口座引去ご利用の方で現在ご加入の方につきましては募集期間終了までに、ご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入のタイプについて今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。（裏表紙「ご加入方法について」も併せてご覧ください。）

※看護職・薬剤師賠償責任保険については保険料の払込方法はお振込のみとなり、口座引去はご利用できません。また、自動更新は行われませんので、毎年のご更新手続きが必要となります。

1. 医療事故により、勤務医師・看護職・勤務薬剤師の方が、個人として法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

近年、医療の高度化・専門化に伴い医療事故訴訟が起きるリスクも増加しております。また、医療従事者個人の責任が問われるケースも発生しております。この保険では、医療従事者個人の責任が追及されたケースが補償対象となります。

2. 病院（診療所）賠償責任保険では、個人責任部分は補償の対象となりません。

勤務される病院において病院（診療所）賠償責任保険に加入されている場合でも、医療従事者個人の責任が認められたケースでは、その個人責任部分は一般的には補償の対象外となります。この医療従事者向け制度は、一般社団法人 全日病厚生会会員の方々のための補償制度です。

3. 勤務病院以外での医療による事故も補償の対象となります。

勤務医師・看護職・薬剤師の方は、資格を有する専門職業として勤務病院以外の業務等でも緊急時等に医療を提供する場合がありますが、その場合においても補償の対象となります。（日本国内において行われた業務に限ります。）

本制度に加入できる方

一般社団法人 全日病厚生会会員の勤務医師・看護職・薬剤師の方です。

●（公社）全日本病院協会の会員医療機関（病院・診療所）に勤務される勤務医師・看護職・薬剤師の方は一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書を提出する事で一般社団法人 全日病厚生会の会員となり、本制度にご加入いただけます。

保険期間

2026年2月1日午後4時から2027年2月1日午後4時まで

（中途加入も可能です。詳しくは裏表紙「ご加入方法について」をご覧ください。）

勤務医師賠償責任保険

団体割引
20%適用

勤務医師賠償責任保険とは

勤務医師の方を対象とした賠償責任保険です。
被保険者（補償を受けることができる方）はご加入の勤務医師の先生ご本人です。

勤務医師賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

日本国内において医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことによって患者の身体に障害を与え、保険期間中にその障害が発見された場合において、ご加入された先生方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

①ご加入された先生の直接指揮監督下にある看護師等による医療事故
②常勤の病院のみならず出張診療等における医療事故　　等も先生方が責任を問われた場合に対象となります。

※ただし、いかなる場合も病院の責任を肩代わりしてお支払いするものではありません。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

（1）次のような損害賠償金や諸費用に対してお支払いします。

①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料　等）
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。

②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬等の争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。

③賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意した費用

④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

（2）保険金のお支払い方法

上記①については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次のような事由に起因する損害は保険金のお支払い対象とはなりません

①保険契約者、被保険者の故意
②地震、噴火、洪水、津波または高潮
③戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
④名誉き損または秘密漏洩に起因する賠償責任
⑤美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
⑥医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
⑦日本国外で行った医療業務
⑧被保険者が業務を行う施設もしくは設備または航空機・車両（検診車等、原動力がもっぱら人力である場合も含みます）・船舶または動物の所有もしくは使用、管理に起因する賠償責任
⑨所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師・臨床修練外国歯科医師を除きます）が遂行した医療行為に起因する賠償責任　　等

支払限度額と保険料

タイプ	対人補償限度額（支払限度額）		免責金額	お一人あたり年間保険料
	1事故	保険期間中		
3J	3億円	9億円	0円	62,480円
2J	2億円	6億円	0円	51,570円
J	1億円	3億円	0円	40,660円
I	5,000万円	1.5億円	0円	28,800円
G	100万円	300万円	0円	4,010円

ご注意　日本医師会Ａ会員の先生方へ

日本医師会Ａ会員の先生はＧタイプのみご加入いただけます。

ご注意　開業医の先生方ならびに開業をご予定の先生方へ

本保険は医療事故における勤務医師個人としての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。勤務医の方が開業される場合は、別途、病院、診療所としての契約の再締結等が必要ですので、必ず事前に取扱代理店までご連絡ください。

ご加入方法について

勤務医師賠償責任保険・産業医等活動保険　ご加入方法

■ご加入される方は専用の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。（一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は、加入者お一人につき１部ご記入ください。複数人を１枚の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書で申込むことは出来ません。）
■記名・捺印された一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書については取扱代理店までご提出ください。また、保険料は下記振込先までお振込ください。なお口座引去もご利用できます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合せください。
■振込人名義は、一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書の加入者名で手続ください。
■口座引去をご利用の場合は、募集期間終了までにご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、**契約は自動更新となります。**

看護職・薬剤師賠償責任保険　ご加入方法

■ご加入される方は専用の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。（一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は、加入者お一人につき１部ご記入ください。複数人を１枚の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書で申込むことは出来ません。）
■看護職・薬剤師賠償責任保険加入者分を施設単位で取りまとめ、全員分の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書を添えて取扱代理店までお送りください。
■各施設にて加入者全員分の保険料を一括で下記振込先までお振込願います。
■振込人名義は施設名にて手続ください。
（ご注意）看護職・薬剤師賠償責任保険については保険料の払込方法はお振込のみとなり、口座引去はご利用できません。自動更新は行われませんので、毎年のご更新手続きが必要になります。

団体取りまとめ窓口（一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。）

〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル11階　一般社団法人 全日病厚生会

振込先（団体口座） ⚠ **〈ご注意〉振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。**

三菱UFJ銀行 神保町（ジンボウチョウ）支店
普通　0660161
（口座名義）全日病厚生会（ゼンニチビョウコウセイカイ）

更新時お振込の際には、営業店-代理店コード＋加入申込者名を必ず入力してください。
※お手元に加入者票が届くまでは、振込明細等を大切に保管してください。

ご加入申込の締切（締切日必着）

本制度は、2026年2月1日午後4時から2027年2月1日午後4時までの1年間の契約となっております。
※期間途中でご加入される場合の補償期間、締切は下表の通りとなります。

	申込みの締切	保険始期日	保険満期日	保険料の支払期日
新規・更新	2025年12月10日（水）	2026年2月1日 午後4時	2027年2月1日 午後4時	取扱代理店または 引受保険会社に ご確認ください。
中途加入	毎月10日	申込締切日の翌月1日		

■申込みの締切日までに必ず手続きください。手続は一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書の受付および入金の確認をもって完了します。手続が締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意願います。期日までの保険料の払い込みが確認できなかった場合は加入者の要件を失い、本保険の補償を受けられなくなります。
■勤務医師賠償責任保険（産業医等活動保険）で口座振替の場合の引去日は、2026年2月12日（木）となります。
■2026年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なります。

＜お問い合せ先＞
取扱幹事代理店
株式会社　全日病福祉センター
〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル11階
TEL　03-5283-8066　　FAX 03-5283-8077
※非幹事代理店は、保険募集の結果に応じて都度決定いたします。

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）

2025年8月作成　25TX-002368　　E14-86770（5）改定202508